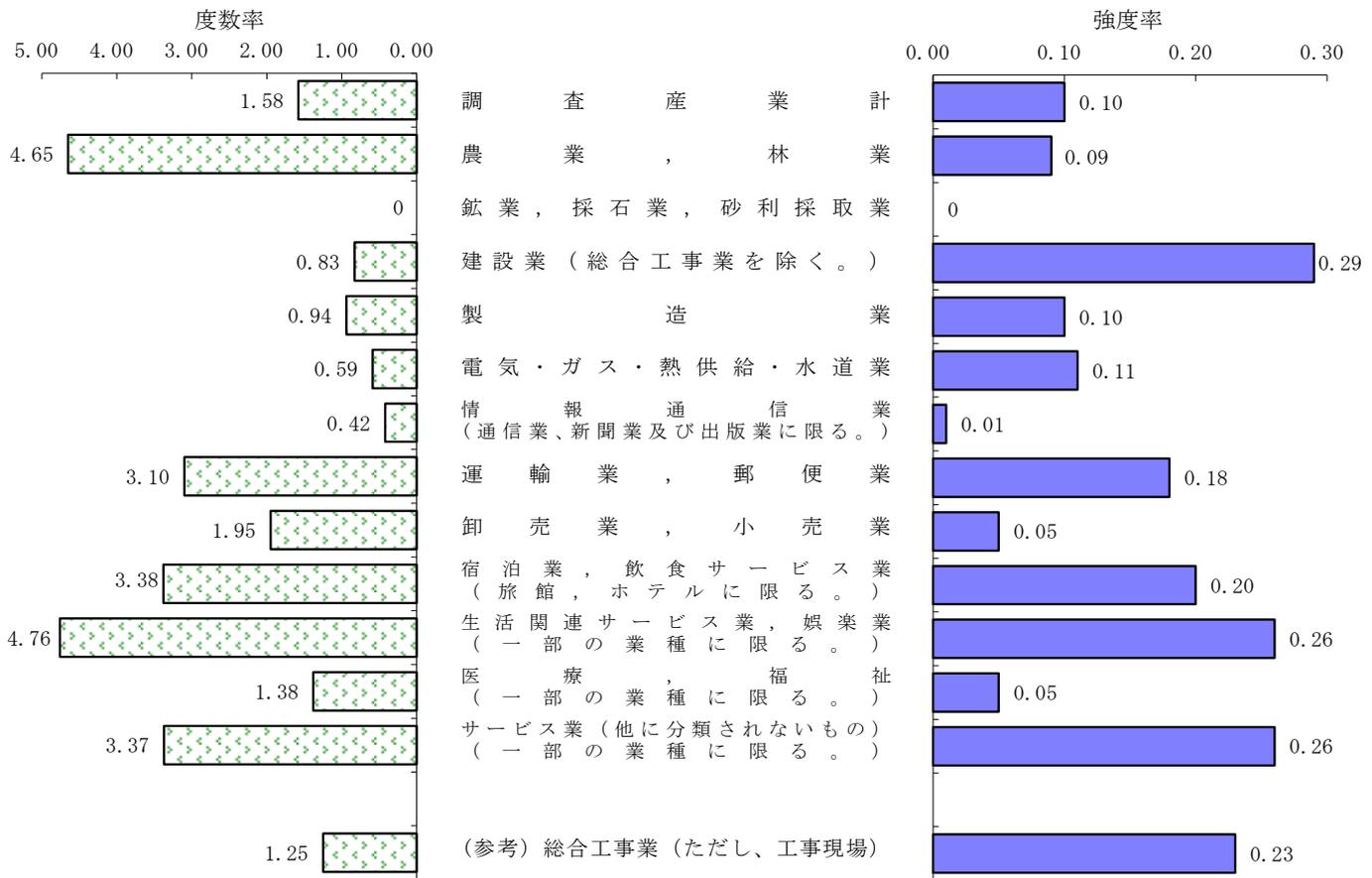


第2図 産業別労働災害率（事業所規模100人以上）



- 注：1）「生活関連サービス業，娯楽業」は、洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。
 2）「医療，福祉」は、病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。
 3）「サービス業（他に分類されないもの）」は、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。